

### 掲示板の管理基準

1	対象となる掲示板	<ul style="list-style-type: none"> <li>① もみじ橋通り 新千里東町公園表示板前の掲示板</li> <li>② もみじ橋通り シティハウス千里中央前の掲示板</li> <li>③ 近隣センター 駐車場付近の掲示板</li> <li>④ 近隣センター 商店街西側角の掲示板</li> <li>⑤ 近隣センター 新千里東町会館付近の掲示板</li> <li>⑥ こぼれび通り 長谷池付近の掲示板</li> <li>⑦ こぼれび通り あかしや橋付近の掲示板【新設予定】</li> </ul>
2	掲示できる物	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新千里東町地域自治協議会および協議会の代議員を選出している団体（新千里東町地域自治協議会規約別表1の団体）が発行する掲示物。</li> <li>② ①の団体が認めた掲示物。</li> </ul>
3	掲示期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 催しの当日、または期間の最終日まで。</li> <li>② 期日のない内容の掲示物は、3か月間。この場合は、期間終了後に撤去し、同じ内容の掲示物を新たに掲示することができます。</li> </ul>
4	掲示物の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 掲示物の大きさは、A4判、タテ型とします。ただし、2の②の掲示物でA4判を超える場合（公共機関等の発行物など）、掲示スペースに余裕があれば掲示できるものとします。</li> <li>② 掲示物には、発行者（団体名）、連絡先、掲示期間を記載してください。2の②の場合は、掲示を認めた団体名の記載も必要です。</li> </ul>
5	掲示物の掲示・撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 掲示物は、発行する団体の責任で掲示・撤去するものとします。</li> <li>② 掲示期間を過ぎているもの、管理基準を守っていないもの、大きく破損・汚損したものは、管理者が撤去して処分する場合があります。</li> </ul>
6	管理者	新千里東町地域自治協議会 広報部会